

任意継続のご案内

制度内容

被保険者（本人）が退職すると健康保険の資格を失いますが、加入を希望し、加入条件を満たしている場合は、引き続きダイハツ健康保険組合の「任意継続被保険者」として継続加入することができます。任意継続被保険者としての加入期間は最長2年間です。

被保険者期間2カ月以上

任意継続被保険者
(最長2年間)

他の健康保険

▲ 退職

※就職したとき、脱退を希望するとき等は任継資格を失います。

保険料

- ・ 退職後は事業主負担分がなくなるため、全額自己負担となります。
- ・ 保険料は任継の資格を取得した月から発生します。（日割り計算はありません）

保険料の算出方法

保険料は退職時の標準報酬月額に保険料率を掛けて算出します。

※標準報酬月額には下記の上限があります。

【令和8年度（4月～翌年3月）の標準報酬月額と保険料率】

一般保険料率：98/1000

介護保険料率：18/1000

子ども・子育て支援金：2.3/1000

※標準報酬月額の上限：440,000円

保険料の変更

任意継続保険料は、原則として2年間変更はありません。但し、以下に該当した場合は変更となります。

①介護保険第1号または2号被保険者に該当（40歳到達・65歳到達）

②保険料率の改定及び標準報酬月額の上限改定

保険料率及び標準報酬月額上限改定がある場合は、郵送にてご連絡いたします。

保険料の納付

保険料の納付については以下のとおりとなります。

●初回保険料

退職日の翌日から指定期日までに納付（振込）ください。

振込手数料は本人負担です。

●次期保険料

口座振替で納付いただきます。（振替手数料@176円別途要）

口座振替日は対象月の前月27日になります。（27日が銀行営業日でない場合は翌営業日となります）

例）6月1日に任意継続になった場合

- ・毎月払 → 8月分保険料から口座振替（7/27）、以降毎月27日
口座振替
- ・半年払 → 10月分保険料から6カ月分を口座振替（9/27）
- ・年払 → 翌年4月分保険料から1年分を口座振替（3/27）

【注意事項】

口座振替開始後は、健康保険料が引き落としされているかの確認をお願いします。引き落としができていなかった場合は、健保から改めて文書で保険料の納付依頼をします。対象月の10日迄に納付してください。

納付がない場合は、納付期日の翌日に資格喪失となります。

例）6/27に残高不足等で7月分保険料の口座振替ができなかった場合

◎ 7/10迄に保険料を納付してください。

× 7/10迄に保険料の納付がない場合、7/11に資格を喪失します。

保険給付の内容及び給付金の支払時期

給付内容は在職中と同じです。ただし、傷病手当金と出産手当金は、資格喪失後の継続給付に該当する場合を除き受けることができません。

受診した窓口での負担が3万円を超えた場合の一部負担還元金は、診療月の約3カ月後の20日（銀行休業日の場合は前日）に給付金受取先口座へ振り込みます。（ダイハツ健保HP・健保ポータルで確認できます）

健康保険組合への届出

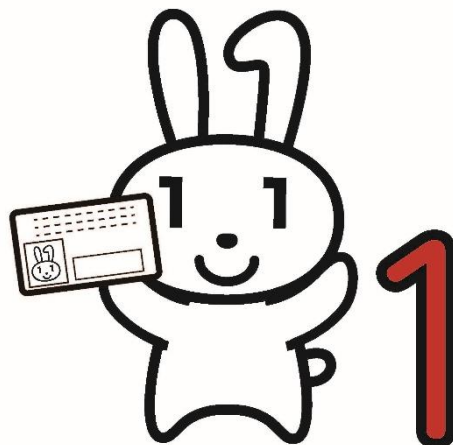
次の変更があった場合は、ダイハツ健保ホームページから該当の申請書類を入手するか健保へ連絡し、すみやかに届出てください。

- ① 被扶養者に変更があったとき（家族の就職や収入超過等）
住所・氏名の届出事項に変更があったとき（基本は健保ポータルにて届出）
- ② 就職等で他健保の被保険者となったとき
- ③ 任継者または被扶養者が死亡したとき
- ④ 任継者でなくなることを希望するとき

ダイハツ健康保険組合



健保ポータル



よくある質問 Q & A



	質問	回答
1	任意継続の資格確認書または資格情報のお知らせが届く前に医療機関にかかりたいのですが？	マイナ保険証の方は、資格取得日より使えるように処理していますので、マイナ保険証を提示し医療機関にかかってください。（退職日の約1週間前迄に申出書を受け付けた場合） マイナ保険証をお持ちでない方は、医療機関の窓口で任継の手続き中である旨を伝え、医療機関の指示に従ってください。 全額自己負担をした場合、後日、健保へ療養費として請求することができます。
2	退職時の給料から健康保険料が引かれています。二重払いではないですか？	給与は前月分の保険料を控除しています。給与で控除された保険料と任意継続保険料が二重払いになることはありません。
3	保険料の振替はいつから始まりますか？	振替は納付いただいた月分の翌月分からになります。 振替日は該当月の前月27日になります。 例） 毎月払で8月・9月分を資格取得時に納付（振込） → 9/27に10月分を振替（以後毎月27日振替） 年払で8月～翌年3月分を資格取得時に納付（振込） → 翌年3/27に1年分を振替
4	保険料が納付期日までに納付できなかった場合、どうなりますか？	任意継続は納付期日までに納付ができないと、その期日翌日に資格喪失となります。 納付の遅延について正当な理由があると当組合が認めた場合はこの限りではありません。
5	再就職し、就職先で社会保険に加入することになりましたが、任継は続けられますか？	お勤め先での保険が優先になりますので、任継を続けることはできません。 お勤め先で取得した保険の資格取得日で当組合の任継は喪失となります。
6	国民健康保険に加入するため、任意継続を途中で脱退することはできますか？	申出により、2年満了前に任意脱退することができます。当組合HPにある「任意継続被保険者資格喪失申出書」を印刷の上ご提出ください。印刷環境がない場合は、当組合へご連絡ください。申出書を送付させていただきます。 ※当組合が資格喪失申出書を受理した日が属する月の翌月1日に資格喪失となります。（例：6/30迄に受付→7/1に脱退）
7	国民健康保険の保険料はいくらになりますか？	当組合ではわかりかねます。お住まいの市区町村役場でお尋ねください。 【参考】 国民健康保険料は前年の所得が大きく影響します。 前年に休職や海外赴任していた場合は、国民健康保険料は低くなると考えられます。 また、会社都合で退職した場合の減免措置等もありますので、市区町村役場でご確認ください。

	質問	回答
8	資格喪失後にマイナ保険証を使うとどうなりますか？	保険料の未納、再就職、または被扶養者がパート先等で新たに社会保険に加入した場合も、任意継続の資格を喪失します。資格喪失日以降は「新しい保険の資格確認書が届かないから」等の理由で当組合の資格で医療機関を受診しないでください。資格喪失日以降に使用した保険診療の当組合負担分は請求させていただきます。
9	保険料を納付した期間の途中で、任継の資格を喪失した場合は、保険料は返還されますか？	任継資格を喪失した日の属する月以降の保険料は返還します。該当の方には保険料返還のための「保険料還付金請求書」を送付しますので、必要事項をご記入の上、ご返送ください。 例：9月分まで保険料を納付しているが、8/16に就職した →8・9月分の保険料を返還
10	任継の満了（2年）が近づいてきました。何かダイハツ健保への手続きは必要ですか？	手続きは必要ありません。「任意継続被保険者資格喪失通知書」等を満了日の10日程前に送付します。なお、次の保険への加入手続きはご自身でしてください。詳しくは、次の保険の窓口にてご確認ください。
11	在職中と任継になってからでは保険給付金に違いはありますか？	傷病手当金および出産手当金を除き、在職中に受けられる保険給付と同様の給付となります。 ※傷病手当金および出産手当金は、任意継続の加入とは関係なく、在職中からの継続給付の要件を満たす場合に限り対象となります。
12	保険料納付証明書の発送はいつですか？	任意継続保険料の納付証明書は、毎年1月中旬に健保ポータル上で開示します。 確定申告等の社会保険料控除申告にご利用ください。 ※年度途中で脱退された方へは12月中旬に郵送します。
13	入院することになりました。限度額適用認定証は必要ですか？	限度額適用認定証とは、その認定証を病院の窓口で提示することで、窓口での支払額を法定の自己負担限度額までにすることができるものです。 マイナ保険証の方は不要です。マイナ保険証の方は窓口での負担が自己負担限度額までですみます。 資格確認書で医療機関を利用している方は、限度額適用認定証が必要です。限度額適用認定申請書をご提出ください。限度額適用認定証を発行します。
14	引っ越しをしましたが、届出は必要ですか？	住所が変わったら速やかに当組合へ届出てください。（健保ポータルで届出てください） 保険料納付証明書や次年度の保険料案内、健診のご案内、健保だより等、大切な書類を郵送するために必要です。

〒563-0045

大阪府池田市桃園1丁目2-13

ダイハツ健康保険組合

TEL：072-752-3008

<https://www.kenpo.gr.jp/daihatsu/>

